

山上の垂訓

□前回のハイライトからのつながり

紀元27年春のメシア宣言以来、メシアとしての権威を次々と示し続けた

調査団の審問、安息日をめぐって（安息日に対するメシアの権威）

紀元28年春

イエスがメシアとしての権威を示す時期がさらに続く

- (1) 癒やしにおける権威（マタ12:15-21, マコ3:7-12）
- (2) 十二使徒の選任（マコ3:13-19a, ルカ6:12-16）

指導者層はイエスを律法破りと非難し、イエスを殺す計画を立て始めた。

山上の垂訓（モーセの律法を解釈するメシアの権威）

メシアの権威を示す一連の出来事の締めくくり。ガリラヤ湖畔の山の上で。

その後の出来事は・・・

- (1) ガリラヤのカペナウムで、異邦人の百人隊長がイエスの権威を認め、彼のしもべが重病から癒やされた（マタ8:5-13, ルカ7:1-10）
- (2) ナインのやもめの一人息子をよみがえらせた。人々は神をあがめ、イエスの話がユダヤ全土と周辺の地域一帯に広まった（ルカ7:11-17）

□はじめに

「山上の垂訓（説教）」と呼ばれる長い教えが、マタイの福音書5章から7章にかけて記録されている。冒頭、「心の貧しい者は幸いです。天の御国はその人たちのものだからです」で始まり、「幸いです」が8回（実は9回）繰り返される、いわゆる「八福の教え」が有名であるが、この冒頭部分はいわば序論のようなものである。本論は八福の教えのあとに来る。本論のテーマは「**真の義**」、そして全体を通して中心となる箇所は次である。

わたしはあなたがたに言います。**あなたがたの義**が、律法学者やパリサイ人の義にまさっていないければ、あなたがたは決して天の御国に入れません。（マタイ5：20）

「天の御国」とは、神の国である。将来、この地上に建てられるメシアの王国である。私たち信者は、永遠のいのちを受けて神の国に入るという希望を抱く者たちである。聖書は、神の国に入る資格を「義」という。神の基準に照らして正しい状態を指す。

「あなたがたの義」とは、**イエスをメシアと信じた者たちが神から受けた真の義**である。

「律法学者やパリサイ人の義」とどう違うのか。イエスの教えに耳を傾けよう。

□アウトライン マタイ 4：23～8：1

I. 場面設定	2
II. 序論：真の義を受けた人の特徴	2
III. 本論・理論編：【モーセの律法はこう解釈する】制定者による権威ある解説	5
IV. 本論・実践編：【真の義を受けた人は、どのように行動し実践しようとするのか】	10
V. 結論：群衆への呼びかけ【パリサイ人の義と真の義、あなたはどちらを選ぶのか】	14
VI. 群衆の反応	14
祈りについて（マタイ 6：9～15）	15

I. 場面設定

マタイ 4：23～5：2 イエスはガリラヤ全域を巡って会堂で教え、御国の福音を宣べ伝え、民の中のあらゆる病、あらゆるわずらいを癒やされた。

イエスの評判はシリア全域に広まった。それで人々は様々な病や痛みを苦しむ人、悪霊につかれた人、てんかんの人、中風の人など病人たちをみな、みもとに連れて来た。イエスは彼らを癒やされた。

こうして大勢の群衆が、ガリラヤ、デカポリス、エルサレム、ユダヤ、およびヨルダン川向こうから来て、イエスに従った。

その群衆を見て、イエスは山に登られた。そして腰を下ろされると、みもとに弟子たちが来た。そこでイエスは口を開き、彼らに教え始められた。

➤ 「山」とは、ガリラヤ湖を見下ろすなだらかな山の上であろう。

➤ 「彼らに教え始められた」：彼らとは、弟子たちと大勢の群衆

II. 序論：真の義を持つ人の特徴

神との関係において4つの特徴（マタイ 5：3～6）

5：3 心の貧しい者は幸いです。天の御国はその人たちのものだからです。

➤ 幸いです・・・神を信じて救われた人について使うことば。その人が神を信じたことによって、神から「義」を受けたからである。そして、それは将来のことではなく、今すでに幸いである。

- 心の貧しい者・・・自分のありのままを認め、自分の内側には何も良きものはない、ああ本当に自分は貧しい者だなあ、と自覚する人

5:4 悲しむ者は幸いです。その人たちは慰められるからです。

- 悲しむ者・・・罪に敏感になっている人、自分の罪に気づきやすくなっている人

5:5 柔和な者は幸いです。その人たちは地を受け継ぐからです。

- 柔和な者・・・日本語の「柔和」は優しくて穏やか、ときとして臆病ともなるが、原語の意味はかなり違う。物静かだけど、確固とした信念をもっている人である。神の権威を認め、神に毅然として従う人

5:6 義に飢え渴く者は幸いです。その人たちは満ち足りるからです。

- 義に飢え渴く者・・・義とは神の基準に適合した状態である。義に飢え渴くとは、神の基準に従って生きたいと願うこと。この文脈では、モーセの律法に従って生活したいと切に願う人である。

人との関係において5つの特徴 (マタイ 5:7~12)

5:7 あわれみ深い者は幸いです。その人たちはあわれみを受けるからです。

- あわれみ深い者・・・他の人の必要に応じてあげたいと願う人

5:8 心のきよい者は幸いです。その人たちは神を見るからです。

- 心のきよい者・・・正直な人。人間関係でいつも正直であり、相手のことを思いやる動機で行動する人。

5:9 平和をつくる者は幸いです。その人たちは神の子どもと呼ばれるからです。

- 平和をつくる者・・・人間関係、特に信者同士の関係で平和と一致を求める人

5:10 義のために迫害されている者は幸いです。天の御国はその人たちのものだからです。

- 義のために迫害されている者・・・義とは神の基準に適合した状態である。神の基準に従って生活しようとして周囲から迫害される人。特に隣人を自分自身のように愛そうとして、逆に隣人から迫害されることもある。そういう状態になっても、神の基準に従って生きようとする人である。

5：11～12 わたしのために人々があなたがたをののしり、迫害し、ありもしないことで悪口を浴びせるとき、あなたがたは幸いです。喜びなさい。大いに喜びなさい。天においてあなたがたの報いは大きいのですから。あなたがたより前にいた預言者たちを、人々は同じように迫害したのです。

- わたし（イエス）のために迫害される人・・・イエスをメシアと認めたために周囲、特に同胞のユダヤ人たちから迫害される人

真の義を持っていない人の特徴（ルカ6：24～26）

1. 神との関係において

- ① 富んでいる人（ルカ6：24） = 「心の貧しい人」になっていない人
- ② 今満腹している人（ルカ6：25） = 「義に飢え渴く人」になっていない人
- ③ 今笑っている人（ルカ6：25） = 「悲しむ人」になっていない人

2. 人との関係において

人々からほめられる人（ルカ6：26） = 「義のために迫害される人」や「イエスのために迫害される人」になっていない人、神からの称賛ではなく、人々からの称賛を求めている人

真の義を持っている人と世との関係

1. 地の塩（マタイ5：13）

5：13 あなたがたは地の塩です。もし塩が塩気をなくしたら、何によって塩気をつけるのでしょうか。もう何の役にも立たず、外に投げ捨てられ、人々に投げ捨てられ、人々に踏みつけられるだけです。

2. 世の光（マタイ5：14～16）

5：14～16 あなたがたは世の光です。山の上にある町は隠れることができません。また、明かりをともして升の下に置いたりはしません。燭台の上に置きます。そうすれば、家にいるすべての人を照らします。

このように、あなたがたの光を人々の前で輝かせなさい。人々があなたがたの良い行いを見て、天におられるあなたがたの父をあがめるようになるためです。

III. 本論・理論編：【モーセの律法はこう解釈する】制定者による権威ある解説

- A) 指導者層、とくに律法学者やパリサイ人たちは、イエスを律法破りとして非難していた。これに対し、イエスは、モーセの律法を破るのではなく、律法を完全に守り、律法が指し示す真の義を成就することが、自分の使命であると宣言した（マタイ5：17～19）

5：17 わたしが律法や預言者を廃棄するために来た、と思っはなりません。廃棄するためではなく成就するために来たのです。

- B) その次にイエスは、指導者層が人々に教えていた「義」では神の国には入れない、と宣告した（マタイ5：20）

5：20 わたしはあなたがたに言います。あなたがたの義が、律法学者やパリサイ人の義にまさっていなければ、あなたがたは決して天の御国に入れません。

1. 「律法学者やパリサイ人の義」とは、ユダヤ教パリサイ派が教えていた義である。それは、ユダヤ人であれば、全員が神の国に入れる、というもの。なぜなら、ユダヤ人は神から律法を与えられた特別な民だからである。そして、律法に照らして落ち度があったとしても、先祖アブラハムがゲヘナの入口に立っていて、ゲヘナに落ちてきたユダヤ人を、つかみあげて助けてくれる、というもの。

2. では、パリサイ派は民衆に対して神の国に入るために何も課さなかったのか？ そうではない。21節以降の「～と言われている」というのは、パリサイ派の言い伝え、口伝律法である。

聖書に書かれたモーセの律法を破らないようにするためにはどうしたらいいのか、あたかも律法のまわりに柵を設けるかのように、事細かな規則を次々と作り、そのような規則を守っておけば、モーセの律法を守ったことになる、と、パリサイ派は考えた。

パリサイ派の教師（ラビ）たちがそれらを代々、作っては言い伝えて継承し、累積したものが、いわゆる口伝律法であった。パリサイ派は民衆にそれを教え、生活の隅々まで支配していた。それを守っていれば、モーセの律法を守ったことになり、神はイスラエルにメシアを遣わして、王国を再興してくださる、と教えていた。

C) モーセの律法はこう解釈する

1. 殺人 (マタイ 5:21~26)

- ① 口伝律法では次のように言う。「殺してはならない。人を殺す者はさばきを受けなければならない。」→ 実際に人を殺すという行為を実行したときに、律法は破られたことになる。
- ② 正しい解釈： モーセの律法の「殺してはならない」(出 20:13) という規定が前提としている義は、人が心の中で相手を殺そうと思ったときにすでに傷つけられている。相手に怒りを抱き、「ばか者」とか「愚か者」とののしるとき、すでに殺人に至るプロセスがスタートしている。律法が前提としている義は、このスタート時点ですでに傷つけられているのである。
- ③ イエスはここで、「『ばか者』とののしったら、殺人罪だから石打ちにせよ」とは言っていない。モーセの律法で有罪となり石打ち刑に処せられるのは、実際に人を殺した場合であり、さらに、同じくモーセの律法の中にある司法裁判と刑事罰に関する規定に従ってのことである。
- ④ 「殺してはならない」という律法の規定が前提としている義について言えば、内心で人を殺したいと思ったときにすでに義は傷つけられている、というのがイエスの教えである。義が傷つけられているから、「ゲヘナ」という、神によるさばきの問題となる。

2. 姦淫 (マタイ 5:27~30)

- ① 口伝律法は次のように言う。「姦淫してはならない。」→ 夫のある女性と、実際に性的関係を持ったら、姦淫したことになる
- ② 正しい解釈： モーセの律法の「姦淫してはならない」(出 20:14) という規定が前提とする義は、人が心の中で情欲を抱いて女性を見た段階ですでに傷つけられている。
- ③ 殺人のときと同様、ここでもイエスは、「情欲を抱いて女性を見ただけで、姦淫罪だから石打ちにせよ」とは言っていない。モーセの律法で有罪となり石打ち刑に処せられるのは、実際に姦淫した場合である。しかし、「姦淫してはならない」という律法の規定が前提としている義は、内心で情欲を抱いて女性を見た段階ですでに傷つけられている。義が傷

つけられているから、ここでも「ゲヘナ」という、神によるさばきの問題となる。

3. 離婚（マタイ 5：31～32）

- ① 口伝律法は次のように言う。「妻を離縁する者は離縁状を与えよ。」
→ いかなる理由でも離縁状を出すだけで妻と離婚できる。たとえ、夕飯のおかずを焦がしただけでも・・・。
- ② 正しい解釈： モーセの律法の「妻に何か恥ずべきことを見つけたために気に入らなくなり、離縁状を書いてその女の手渡し、彼女を家から去らせ」（申命記 24：1）という規定は、「いかなる理由でも」とは書かれていない。「妻に何か恥ずべきこと」が条件である。具体的には、淫乱の場合を指す。モーセの律法が認める離婚理由は、ただ一つ、「淫らな行い」である。

4. 誓い（マタイ 5：33～37）

- ① 口伝律法は次のように言う。「偽って誓ってはならない。あなたが誓ったことを主に果たせ」 → 口伝律法には、いろいろな誓いの種類が定められており、ラビたちの間ではその拘束力についての議論があった。また、【天にかけて誓う、地にかけて誓う、エルサレムにかけて誓う、自分の頭にかけて誓う】などのことばを誓いのときに付け加えれば、誓いが果たせなくても責任を負う必要はない、といった議論がされていた。なぜなら、天や地、エルサレム、そして自分の命などは、その人が自分でどうこうできるものではないので、それらにかけて誓ったことには拘束力がない、というのである。
- ② モーセの律法では、特に何かを誓うようにとか、誓うときには何にかけて誓うというような規定は、ない。また、誓うことを禁止する規定もない。ただし、誓ったときは、誠実に果たすように定め、果たせなかったことで責めを感じる時は、罪のきよめをするように規定している。

「誓ったことが何であれ、人が軽々しく口で誓った場合、そのことを知っていたものの彼には隠れていて、後になってその一つについて責めを覚える場合、・・・自分が陥っていた罪を告白し、自分が陥っていた罪のために償いとして、羊の群れの子羊であれ、やぎであれ、雌一匹を主

のもとに連れて行き、罪のきよめのささげ物とする。祭司は彼のために、罪を除いて宥めを行う」(レビ5:4~6)

- ③ モーセの律法が前提としている義に立てば、誓いは、口伝律法を巡ってラビたちが議論しているような複雑なことではなく、もっとシンプルなものである。イエスは、自分のことば、自分のした約束を果たすことに誠実であれ、と教えた。

5:37 あなたがたの言うことばは、『はい』は『はい』、『いいえ』は『いいえ』としなさい。それ以上のことは悪い者から出ているのです。

5. 応報 (マタイ 5:38~42)

- ① 口伝律法は次のように言う。「目には目を、歯には歯を」 → 被害者が加害者に個人的に仕返しすることを認める。ただし、その場合、過剰に仕返しをしてはならない。目には目を、である。
- ② モーセの律法の「目には目を、歯には歯を、手には手を、足には足を」(レビ 21:24) とう規定は、モーセの律法の中にある司法裁判と刑事罰に関する規定に従ってのことであり、個人的な仕返しを許す規定ではない。刑事罰は犯した罪の重さに応じて課せられるという、応報の原則を定めたものである。
- ③ 律法が前提とする義は、個人的復讐を認めない。申命記 32:35 「復讐と報復はわたしのもの」とあるように、復讐は神がなさることである。それをイエスは、無抵抗主義の教えをもって表明した (マタイ 5:39~42)

6. 隣人愛 (マタイ 5:43~47)

- ① 口伝律法は言う。「あなたの隣人を愛し、あなたの敵を憎め。」 → パリサイ派は、【隣人とは同胞のユダヤ人、敵とは異邦人】と教えた。さらに、【自分にとって憎い敵だと思えば、同胞ユダヤ人であっても敵として憎んでよい】とし、その実例として【取税人】などを挙げていた。
- ② イエスは言った。「自分を愛してくれる人を愛したとしても、あなたがたに何の報いがあるでしょうか。取税人でも同じことをしているではあ

りませんか」（マタイ5:46）、あるいは「自分の兄弟にだけあいさつしたとしても、どれだけまさったことをしたことになるでしょうか。**異邦人でも同じことをしている**ではありませんか。」（マタイ5:47）イエスは、パリサイ派が敵とする異邦人や取税人でも同じことをしていると、指摘した。

- ③ モーセの律法「あなたは復讐してはならない。あなたの民の人々に恨みを抱いてはいけない。**あなたの隣人を自分自身のように愛しなさい**。わたしは主である。」（レビ19:18）この規定は、一律に異邦人を憎むとか、同胞ユダヤ人であっても個人的に気に入らない人を敵と認定して憎むとか、そのようなことを定めたものではない。隣人とは、【あなたの助けを必要とする人で、あなたがそれをするができる場合】を指す。たとえ、その人たちが自分を迫害する者であっても、である。無抵抗からさらに一歩進んで、「**自分の敵を愛し、自分を迫害する者のために祈る**」（マタイ5:44）というレベルを目指すのが、真の義である。
- ⑤ 敵に対しても隣人愛を実践することは、信者が神の子であることの証しである（マタイ5:45）

D) 結びのことば（マタイ5:48）

5:20では「あなたがたの義が、律法学者やパリサイ人の義に**まさって**いなければ、あなたがたは決して天の御国に入れません」とイエスは言った。では、どの程度まさったら、よいのか。

5:48 ですから、あなたがたの天の父が完全であるように、完全でありなさい。

これは、人の行いでは不可能である。信仰によって神から受ける義である。

IV. 本論・実践編【真の義を受けた人は、どのように行動し実践しようとするのか】

A) 個別的行为の3分野に関して 〔施し・献金・寄付〕、〔祈り〕、〔断食〕

1. 施し・献金・寄付（マタイ6：1～4）

- ① 「偽善者たち」・・・パリサイ派の人たちを指す。パリサイ派には裕福な人が多く、寄付をすることは、自分がどれほど敬虔であり、その結果、神からどれほどの祝福を受けているかを、人々に示すよい機会であった。「人に見せるために人前で善行する」、このような動機で寄付をするパリサイ派の人たちを、イエスは「偽善者たち」と呼んだ。
- ② 「自分の前でラッパを吹く」・・・当時、裕福な人が神殿に多額の寄付をするときには、それを人々に知らせるためにラッパが吹き鳴らされるのが通例であった。それは寄付者に対して人々が称賛するように、そして次の寄付者も登場するように期待してのことであった。もちろん、そのような規定はモーセの律法にはない。
- ③ 「右の手がしていることを左の手に知られないように」・・・律法が想定していた寄付は「匿名で」、である。寄付は、神への感謝の思いを表すためであり、人に見せるためではないからである。
モーセの律法でも、確かに、貧者への施しや幕屋（のちの神殿）に対する寄付は勧められている。しかし、寄付の原則は、「各自が心から進んで」、である。そして寄付者の名前などは記録も公表もされなかった。

出 25：2 わたしに奉納物を携えて来るように、イスラエルの子らに告げよ。あなたがたは、すべて、進んで献げる心のある人から、わたしへの奉納物を受け取らなければならない。

出 35：21～22 心を動かされた者、霊に促しを受けた者はみな、会見の天幕の仕事のため、そのあらゆる奉仕のため、また聖なる装束のために、主への奉納物を持って来た。進んで献げる心のある者はみな、男も女も、飾り輪、耳輪、指輪、首飾り、すべての金の飾り物を持って来た。金の奉納物を主に献げる者はみな、そのようにした。

2. 祈り (マタイ 6:5~15)

- ① 5節「会堂や大通りの角に立って祈るのが好き」：パリサイ派の人たちは、個人の祈りであっても、わざわざ人目につく所で祈った。日に何度か時間を決めて祈る習慣を守っていることをアピールするためである。
- ② 5節「彼らはすでに自分の報いを受けているのです」：彼らが祈る目的は人に見てもらふことである。したがって、人目につくところで祈ることによって彼らの目的は果たされている。このような祈りに、神は答えない。
- ③ 6節「あなたが祈るときは、家の奥の自分の部屋に入りなさい。そして戸を閉めて、隠れたところにおられるあなたの父に祈りなさい。そうすれば、隠れたところで見えおられるあなたの父が、あなたに報いてくださいます。」・・・祈りは、父なる神との個人的な交わりである。人に見せたり、聞かせたりするためではない。誠実に神に向かうなら、神は必ず、答えてくださる。なお、この箇所は、公の祈り、すなわち、集会などで、人前で祈ることを禁じるものではない。ただし、公の祈りであっても、人々に見せるため、聞かせるための祈りであってはならない。公の祈りでは、会衆を代表して父なる神に祈るという自覚が大切である。会衆に向けて語りかけるような祈りは、そもそも祈りではない。
- ④ 祈りには、**重要な原則が二つ**ある。一つは、「同じことばをただ繰り返してはいけない」(マタイ 6:7~8)、もうひとつは、「こう祈りなさい」【きちんとした構成で祈る】(マタイ 6:9~13)である。

第一原則【同じことばをただ繰り返してはいけない】

7~8節 また、祈るとき、異邦人のように、同じことばをただ繰り返してはいけません。彼らは、ことば数が多いことで聞かれると思っているのです。ですから、彼らと同じようにしてはいけません。あなたがたの父は、あなたがたが求める前から、あなたがたに必要なものを知っておられるのです。

- 「異邦人のように」・・・異邦人の宗教での祈りは、式文である。あらかじめ書かれたものを読む。パリサイ派の祈りも、式文を読んだり、それを暗唱したりするタイプ。旧約聖書の中の聖徒たちの祈りは、そのようなものではなかった。

- 「同じことばをただ繰り返してはいけません」・・・同じ内容の祈りを繰り返し、何度も祈ることを禁止するものではない。むしろ、失望せずに祈り続けるように勧められている（ルカ 18：1～8）。ここで重要なのは、「ただ繰り返すな」である。「ただ」とは、むなしく、である。意味もないのに、自分の心がこもってもいないのに、自分のことばでもないのに、繰り返すことである。これは、あらかじめ書かれた祈りの文を読むことを指している。
- 「あなたがたの父は、あなたがたが求める前から、あなたがたに必要なものを知っておられる」・・・

【だから祈る必要はない】とは、ならない。天の父は、私たちが祈り求めることを望んでおられ、それに答えたいと願っておられる。私たちが、天のお父様と呼んで求めて、そのとおりに受け取ったら、私たちの喜びは格別である。

また、私たちの祈り求めたことが間違っていたら、どうであろうか。天の父は、私たちに必要なものを知っておられるのだから、私たちに必要のないもの、私たちが本当はそれを受け取ってはならないものであれば、与えてくださらない。

かくして、私たちは安心して、父なる神を信頼して祈ることができるのである。

第二原則 【きちんとした構成で祈る】・・・P.15 【祈りについて】

3. 断食（マタイ 6：16～18）

- ① 「偽善者たちのように暗い顔をしてはなりません」・・・パリサイ派の人たちが断食をするときは、必ず周りの人たちに自分が断食をしていることを告げた。
- ② モーセの律法では、断食を命じる規定はない。誰も強制されてすることではない。各自の選択に委ねられている。ただし、周りの人に断食していることが見えてはならない。だから、「断食するときは頭に油を塗り、顔を洗いなさい」、これは、人に知られないように断食するようにとの教えである。もし断食していて、まわりから「何か元気がないね、だいじょうぶ？」と心配されるようであれば、断食をやめて食事を再開すべき時である。

B) 習慣的行為の6つの分野について

1. 金銭に関して (マタイ 6:19~24)

6:19 宝を蓄えるのをやめなさい . . .

2. 思い煩いに関して (マタイ 6:25~34)

6:25 心配するのをやめなさい . . .

3. 口伝律法で人をさばくな → 人が作ったルールを適用することに関して (マタイ 7:1~5)

7:1 さばいてはいけません . . .

4. 福音を拒否するパリサイ派に対して (マタイ 7:6)

7:6 与えてはいけません 聖なるものを 犬に . . .

5. 祈りの習慣に関して (マタイ 7:7~11)

7:7 求めなさい。そうすれば与えられます。 . . .

6. 真の義を実践することの中核にあること (マタイ 7:12)

7:12 ですから、人からしてもらいたいことは何でも、あなたがたも同じように人にしなさい。これが律法と預言者です。

V. 結論 群衆への呼びかけ【パリサイ派の義と真の義、あなたはどちらを選ぶのか】

A) 二つの道 (マタイ 7:13~14)

大きく広い門、広い道・・・滅びに至る・・・そこから入っていく者が多い
狭い門、細い道・・・いのちに至る・・・それを見出す者はわずか

B) 二つの木 (マタイ 7:15~20)

悪い木・・・悪い実を結ぶ
良い木・・・良い実を結ぶ

加えて、偽預言者が【イエス】の名を使って違う教えを広め、預言をしたり、悪霊の追い出しをしたり、奇跡を行って人々を惑わすことについての警告 (マタイ 7:21~23)

C) 二つの建て方 (マタイ 7:24~27)

砂の上に建てる・・・洪水が押し寄せて、その倒れ方はひどい
岩の上に建てる・・・洪水が押し寄せても、家は倒れず

- 岩・・・旧約聖書では、岩は、メシアを象徴する
洪水・・・大軍勢の襲来を象徴する
その倒れ方はひどい・・・紀元70年 エルサレムの陥落・神殿の崩壊

VI. 群衆の反応 (マタイ 7:28~8:1)

イエスがこれらのことばを語り終えられると、群衆はその教えに驚いた。

イエスが、彼らの律法学者たちのようではなく、権威ある者として教えられたからである。

イエスが山から下りて来られると、大勢の群衆がイエスに従った。

- 群衆は、パリサイ派の教えと、イエスの教えの違いを理解した。
「彼らの律法学者たちのようではなく」・・・パリサイ派は先代の著名なラビの名を挙げて、あのラビはこのように教えた、と言い伝えをさかのぼり、先代の権威をたてに教えるが、イエスはそのようなことは一切語らず、ご自身を「権威ある者」として教えられた。
- 山から下りると、大勢の群衆がパリサイ派ではなく、イエスに従った。

【祈りについて・・・祈りの区分、祈りの構成、そして祈りを妨げるもの】

祈りの構成=マタイ6:9~13、祈りを妨げるもの=6:14~15

I. 祈りの区分・・・大きく言うと、宛先・内容・結語の3つの区分

- A) 祈りの宛先は、父なる神である。イエスや、聖霊に祈るようには、聖書は命じていない。

マタイ6:6 隠れたところにおられるあなたの父に祈りなさい。

マタイ6:8 あなたがたの父は、あなたがたが求める前から、あなたがたに必要なものを知っておられるのです。



祈りの宛先、呼びかけは、「天にいます私たちの父よ」(マタイ6:9)

- B) 祈りの結語は、「主イエス・キリストの御名によって祈ります」。

マタイ6:9~13の中には、この結語は登場しない。山上の垂訓が語られた時点では、まだその時が来ていなかったからである。イエスが十字架にかけられ、死んで復活し、昇天し、聖霊が降臨したあと、弟子たちが祈るときにこの結語を用いることができるようになった。

ヨハネ16:23 その日には、あなたがたはわたしに何も尋ねません。まことに、まことに、あなたがたに言います。わたしの名によって父に求めるものは何でも、父はあなたがたに与えてくださいます。

ヨハネ16:26 その日には、あなたがたはわたしの名によって求めます。あなたがたに代わってわたしが父に願う、と言うものではありません。

- C) 祈りの宛先と結語の間に、祈りの内容が入る。

あらかじめ誰かが書いた祈りの本の文章を読み上げるのは、祈りではない。自分のことばで、祈る。ただし、その場で思いつくままに祈るわけでもない。祈るべき内容の種類と順序があるというのが、マタイ6:9~13の教え。従って、祈る前に何を祈るのか整理してから、祈りに入るようにする。

II. 祈りの構成：A から G までの7つ（マタイ6：9～13）

A) 祈りの宛先（9節）：**天にいます私たちの父よ。**

- ① 祈りの宛先は父なる神。祈りは、天の父に呼びかけるところから始まる。
- ② 呼びかけも、形式的ではなく、自分が本当に天の父と交わりを持てるのか、吟味する気持ちで呼びかける。もし、そのとき、まだ告白していない罪に気づいたら、E) の順番のところで、罪の告白をする。あわててA) のすぐ次に罪の告白をする必要はない。

B) 神の名を聖とする（9節）：**御名が聖なるものとされますように。**

- ① 神は聖なるお方であり、この世とは区別されるべきお方である。神を畏れ、神を神として敬う思いをもって祈る。このB) では、神はどういうお方であるのかを述べて、神をほめたたえる。この祈りの内容が充実するためには、神がどういうお方であるかを聖書から知ると共に、日々の信仰生活の中で神の恵みを認め、感謝していくことが必要である。
- ② 祈り手の確信につながる・・・神の御性質、神のみわざを祈り手がここで認識することは、自分が今祈っているこの祈りを、どういうお方が聞いてくださっているのかを自覚することにもなる。祈りに答えていただけるという確信が、祈り手には必要である。その確信は、祈り手の側の信仰深さや粘り強さによって得られるものではない。神ご自身が全能の神であり、約束を必ず果たしてくださる真実なお方である、というところから、祈り手の確信は生まれるのである。

C) 神の国のプログラム（10節）：**御国が来ますように。みこころが天で行われるように、地でも行われますように。**

- ① 家族や友人が救われるように祈る。地域教会の牧師たちのために祈る。宣教活動のための団体や宣教師たちのために祈る。
- ② イエスが再び地上にお帰りになるのを待ち望み、「主よ、早く来てください」と祈る。再臨の条件である、イスラエル民族の救いのために祈る。

D) 日ごとの必要 (11 節) : **私たちの日ごとの糧を、今日もお与えください。**

- ① 糧とあるが、食べ物だけに限らない。私たちが生活するために日々必要なものが満たされるように祈る。家賃や住宅ローンの返済、電気代などの支払いがきちんとできるようにと祈る。
- ② もし牧師や宣教師の活動を支える立場にあるのなら、彼らの生活のためにも祈る。

E) 罪の赦し (12 節) : **私たちの負い目をお赦してください。私たちも、私たちに負い目のある人たちを赦します。**

- ① 「**私たちの負い目をお赦してください**」・・・自分の罪を言い表す祈りをする。これは、信者になる前からの罪すべて、という意味ではない。信者になる前に犯した罪は対象ではない。信者になってから、日々の生活の中で犯した罪である。その罪を気づいたら、祈りの中で、「〇〇をしたことは罪でした」と言い表すことが信者の義務である。これをすると、その罪は赦され、さらにその時点で気づいていない罪もすべて赦されて、信者は清められる。こうして、父なる神との交わりが回復されるのである。
(参照 Iヨハネ 1:9)

- ② 「**私たちも、私たちに負い目のある人たちを赦します**」・・・自分の罪に敏感になり、罪を言い表す祈りをしていくと、いかに自分が神から赦しの恵みをいただいているかが分かる。それが分かれば、他の人から受けた悪を恨みに思い続けることなど、してはならないことだと分かる。分かるのだけれども、恨みに思わせるのが、人の内側にある罪の性質である。それを克服するのも祈りの力である。「〇〇さんが私にしたことを赦します」と言い表す祈りをする。これは、感情ではなく、意志を用いて、自分にその人を赦すという選択をさせる祈りである。

F) 霊的戦い (13 節) : **私たちを試みにあわせないで、悪からお救いください。**

- ① 霊的戦いには3つの前線がある。罪の性質との戦い、サタンと悪霊たちとの戦い、そしてこの世の時代精神や仕組みとの戦いである。
- ② 祈りの最後にこれを祈る理由=祈りが終わった途端、攻撃が来るから

G) 結語・・・**主イエス・キリストの御名によって祈ります**

III. 神との交わりを遮断し、祈りを妨げるもの・・・私たちに負い目のある人たち、特に信仰の家族である兄弟姉妹を赦さない心、恨みを抱き続けること

マタイ 6：14～15 もし人の過ちを赦すなら、あなたがたの天の父もあなたがたを赦してくださいます。しかし、人を赦さないなら、あなたがたの父もあなたがたの過ちをお赦しになりません。